

長沙出土年次未詳吏民田家蒔に関する一試論

關尾 史郎

はじめに

1996年に湖南省の省都長沙市の走馬楼から出土した三国・呉時代の簡牘類のうち、吏民田家蒔と呼ばれる50cm前後の長さをほこる大型の木牘が最初に整理と釈読を施され、その全容が公開された。[走馬楼簡牘整理組(編)1999]がそれだが、ここには、嘉禾四年吏民田家蒔(嘉禾4〈235〉年分の諸税を同年末から翌嘉禾5年初にかけて納入した記録)である782点の木牘と、嘉禾五年吏民田家蒔(嘉禾5年分の諸税を同年末から翌嘉禾6年初にかけて納入した記録)である1269点の木牘のほか、90点の年次未詳の吏民田家蒔が収録されている。

吏民田家蒔に対する検討は、[高2000]や[胡2001]などによって深められつつあり、嘉禾四年吏民田家蒔と嘉禾五年吏民田家蒔それぞれの特徴なども明らかになってきているようだが、年次未詳の吏民田家蒔は、年次未詳であるがゆえに最初から一貫して検討対象から除外されてきた。年次が明らかなものが嘉禾4年と5年に集中している以上、90点の年次未詳のものも、この両年のいずれかと判断してよからう。であるとすれば、吏民田家蒔研究は、これら年次未詳の吏民田家蒔をも検討の対象に包含した上で進められるべきであろう。

本稿は、このような視点から、年次未詳の吏民田家蒔について、嘉禾四年吏民田家蒔と嘉禾五年吏民田家蒔のいずれであるのかを判定する試みである。このような試みが可能になった背景には、吏民田家蒔研究の一定の進展があることは言うまでもなく、その成果を最大限に活用して本稿も成っている。ただし紙幅の都合上、本稿では、吏民田家蒔の末尾に記されている校閲に関わる事項についてのみ取り上げる。

*本稿は、「年次未詳吏民田家蒔の扱いをめぐって（I）」と題して、長沙県簡研究会例会（2001年12月15日 於東京明治大学）において行った報告を基礎としている。席上、貴重な教示を下された会員諸氏に謝意を表したい。

1 校閲の月日から

校閲の月日について先ず見てみると、嘉禾四年吏民田家蒔の場合、不明のものは別として、[關尾 2001] で明らかにしたように、数例以外は全て嘉禾5年の3月の特定の日に集中している。数例とは、以下の例をさす（以下、木牘の番号は、[走馬楼簡牘整理組（編）1999] による）。

4・336：「嘉禾五年二月廿日」とあり（実見したが判読できず。赤外線によるか）。

4・708：「嘉禾五年二月□日」とあり。

4・549：「嘉禾五年十一月十一日」とあり（「『十一月』当有誤」と注記）。

4・657：「嘉禾五年三日」とあり（「『年』下脱月份」と注記。正しくは3月3日か）。

したがって、嘉禾四年吏民田家蒔であれば、校閲月が3月だったと考えてほぼまちがいない。2月という例は皆無ではないが、まず捨象してよいだろう。

一方、嘉禾五年吏民田家蒔の場合も、不明のものは別として、嘉禾6年の2月20日にほぼ集中している。それ以外のものを列挙すると以下のようになる。

5・247：「嘉禾六年正月廿一日」とあり。

5・361：「嘉禾六年二月廿七日」とあり。

5・524-527、531、532、534、536-541、544-548（以上、度丘）、576（租下丘）、5・618、622（以上、區丘）、1007、1120、1207：「嘉禾六年二月十六日」とあり。

5・529（度丘）、888（劉里丘）、1263：「嘉禾六年二月十日」とあり。

5・530（度丘）：「嘉禾六年正月十四日」とあり。

5・574（租下丘）：「嘉禾六年二月十五日」とあり。

5・578（租下丘）、1156：「嘉禾六年二月十八日」とあり。

- 5・612（區丘）：「嘉禾六年二月廿五日」とあり。
- 5・655：「嘉禾六年十二月廿日」とあり（『十二』当為『二』之誤」と注記）。
- 5・763：「嘉禾六年二月卅日」とあり（『卅』疑為『廿』之誤」と注記）。
- 5・836：「嘉禾六年十二月廿六日」とあり（『十二月』之『十』字上抹一黒墨点、表示塗滅、或当釈『二月』と注記）。
- 5・885（劉里丘）：「嘉禾六年二月廿一日」とあり。
- 5・900（劉里丘）：「嘉禾六年二月一日」とあり。
- 5・909（劉里丘）：「嘉禾六年二月五日」とあり。
- 5・1002（郡吏）：「嘉禾六年二月八日」とあり。
- 5・1009：「嘉禾六年□月廿二日」（主者史）とあり。
- 5・1063：「嘉禾六年二月三日」とあり。
- 5・1079：「嘉禾六年二月廿二日」（主者史）とあり。
- 5・1108：「嘉禾六年正月□日」とあり。
- 5・1119：「…十一日」とあり。
- 5・1164：「嘉禾六年二月二日」とあり。

ようするに、嘉禾五年吏民田家蒔で2月20日以外の例（度丘・租下丘・區丘・劉里丘など特定の丘に集中する傾向あり）も、多くは2月中であって、あとは正月のみである。それ以外は誤記の可能性が高く、嘉禾四年吏民田家蒔のような3月の例はない。

したがって校閲月日のうち、月が3月であれば、嘉禾四年吏民田家蒔と判断して差し支えない、と言うことができる。また2月の場合、断定は困難だが、逆に嘉禾五年吏民田家蒔である可能性がきわめて高いことになろう。さらに正月であれば、ほぼまちがいなく嘉禾五年吏民田家蒔ということになろう。

II 校閲者の官職名から

つぎに校閲者の官職名について見てみると、嘉禾四年吏民田家蒔の場合、「田戸曹史」以外に、「主者史」や「田戸經用曹史」などがあつた。いずれも「田戸曹史」の異なつた表現だが、このうち「田戸經用曹史」という表現は

嘉禾五年吏民田家莝には見当たらない。したがって「田戸經用曹史」という表現が用いられているものは、嘉禾四年吏民田家莝と判断できよう。

一方、「主者史」という表現は、Iに掲げたように、嘉禾五年吏民田家莝でも2例だけだが確認できる。おそらくは2月22日に校閲が行われたものに限った用法であろう。ただし、嘉禾四年吏民田家莝には、校閲日が3月6日以外のものにも、以下のように多くの事例が確認される。

校閲日3月3日：4・617、727、780。

校閲日3月7日：4・611。

校閲日3月9日：4・552、604。

校閲日3月10日：4・237、239、240、243、245(以上、何丘)、252、361-363、365-367(361以下、區丘)、511、514、519、522、527、528、533、572、610、613、614、618、619、622、637、640、650、658、683、693、715、718、750、756。

校閲日3月12日：4・356、359(以上、頃丘)、486、487、489(以上、潘丘)、515、516、593、600、606、686、688、737、740、760。

校閲日3月15日：4・513、642。

ここから、「主者史」という表現が用いられているものは、嘉禾四年吏民田家莝である可能性がきわめて高い、とすることができよう。

さらに、嘉禾五年吏民田家莝には、以下に掲げるように、「田戸曹史」とすべきところを「田戸曹」とか「田曹史」、「田戸史」とする例が少なくない。

「田曹史」：5・99、141、236、371、384、474、525、526、530、531、534、536-539、546、547、549(525以下、度丘)、564、569(以上、栗丘?)、756、840、878、880、882、883、885、887、891、893、894、904、906、907(878以下、劉里丘)、1016、1021、1042、1109、1198、1215。

「田戸史」：5・50、104、582、734、898、950、957。

「戸曹史」：5・242、370、527、543(527以下、度丘)、608、614、629(以上、區丘)、846、995、1156、1225。

「田戸曹史」：5・103。

「田戸曹」：5・288、374、407、593、827、837(827以下、僕丘)、854、1027。

「田戸吏」：5・960。

同じような例を嘉禾四年吏民田家莝から探ると、以下のようなになる。

「田曹史」：4・125、137、226、315。

「田戸經用史」：4・129、699。

「田戸曹」：4・333、630。

「田戸經用曹」：4・716。

「田經用曹史」：4・762。

おそらく嘉禾四年吏民田家莝と五年吏民田家莝を通じて、これらはいずれも誤記の類であり、年次決定の根拠にはなりにくい。ただし嘉禾四年吏民田家莝に関しては、「田戸經用史」・「田戸經用曹」・「田經用曹史」はいずれも「田戸經用曹史」の誤記なので、この3種については、嘉禾四年吏民田家莝であるという根拠となりうる。

III 校閲者の姓名から

最後に校閲者の姓名について見ておくと、嘉禾四年吏民田家莝、嘉禾五年吏民田家莝ともに、趙野・張揚・陳通の3名が自署している。自署の順序も多様である。ただし嘉禾五年吏民田家莝では、張揚単独か、張揚・趙野の組み合わせが一般的で、これに陳通が加わった例は以下のように、きわめて限られる。

張揚・趙野・陳通の例：5・325、328（以上、何丘）、524、549（以上、度丘）。
ただし549は□□）、609、614、621（以上、區丘）、
1119、1184。

陳通（+ a）の例：5・1257、1268（+張揚）。

趙野のみの例：5・1098。

ここから、嘉禾五年吏民田家莝では、陳通は特定の丘についてのみ、張揚・趙野のコンビに加わった可能性が高い。また趙野単独の例もほとんどない。

一方、嘉禾四年吏民田家莝では、趙野・張揚・陳通の3名がこの順序か、もしくは張揚・趙野・陳通の順序で自署しているものがほとんどである。それ以外については、以下の例があるにすぎない。

趙野・陳通の例：4・115（中唵丘）。

張揚・趙野・陳野（陳通の誤記）の例：4・468。

したがって、趙野・張揚・陳通の3名が自署しているものは、何丘、度丘、區丘以外であれば、まず嘉禾四年吏民田家蒞と考えてよからう。また嘉禾四年吏民田家蒞では必ず陳通が自署しているので、張揚単独か、もしくは張揚・趙野の2名の自署の場合、すなわち陳通の名が見られない場合は、嘉禾五年吏民田家蒞と考えることができよう。

Ⅳ 年次未詳吏民田家蒞の帰属

ここでは、ⅠからⅢでの検討結果をふまえ、年次未詳の吏民田家蒞が嘉禾四年吏民田家蒞か嘉禾五年吏民田家蒞かの推定を試みる。

1. 嘉禾四年吏民田家蒞

- 0・6：趙野・張揚・陳通の3名が自署しており、平支丘の事例。
- 0・36：趙野・張揚・陳通の3名が自署しており、田戸經用曹史という官職名。
- 0・40：趙野・張揚・陳通の3名の自署あり。
- 0・42：趙野・張揚・陳通の3名が自署しており、校閲日は3月10日。
- 0・50：趙野・張揚・陳通の3名の自署あり。
- 0・67：趙野・張揚・陳通の3名が自署しており、田戸經用曹史という官職名。校閲日は3月某日。
- 0・68：趙野・陳通の2名だけだが（張揚が自署した形跡はない）、田戸經用史（曹は誤脱か）という官職名。
- 0・69：張揚・趙野・陳通の3名の自署あり。
- 0・71：張揚・趙野・陳通の3名が自署しており、主者史という官職名。
- 0・77：張揚・趙野・陳通の3名の自署あり。
- 0・82：張揚・趙野・陳□の3名が自署しており、田戸曹史という官職名。
- 0・87：張揚・趙野・陳通の3名が自署しており、主者史という官職名。
- 0・89：張揚・趙野・陳通の3名の自署あり。

2. 嘉禾五年吏民田家蒞

- 0・61：張揚・趙野の2名だけの自署あり。
- 0・81：張揚・趙野の2名だけが自署しており、田戸曹史という官職名。校

閱日は2月20日。

0・86：□惕・趙野の2名の自署あり。上部が欠損しているが、陳通が筆頭に自署した例はないので、この2名だけが自署したと考えるべきである。

0・88：張惕・趙□の2名だけが自署しており、田戸曹史という官職名あり。校閱日は某月（2月か）20日。

3. 校閲に関する事項から推定が不可能なもの

0・45：…張□・陳通。

0・56：田戸曹史張惕…。

0・62：…趙野・陳通。

0・63：…□惕・陳通。

0・65：曹史…惕…。

0・74：…□惕・陳通。

0・80：…張惕・陳通。

おわりに

以上、本稿においては、年次未詳の吏民田家蒞について、その末尾に記されている校閲に関わる事項を取り上げ、その様式や内容を手がかりとして、年次の推定を試みた。その結果、嘉禾四年吏民田家蒞とすべきもの13点、嘉禾五年吏民田家蒞とすべきもの4点の計17点が検出された。この数字は全90点という年次未詳の吏民田家蒞の総数を考えれば、決して大きいものではない。また校閲者の姓名が明記されていても、いずれか判定できないものも7点あった。

今後、校閲に関わる事項にとどまらず、田土のカテゴリーをはじめとする吏民田家蒞本文の形式や内容、さらには困難が伴うであろうが、書体や書風なども視野に入れながら、この作業を継続していく必要がある。本稿はそのための第一歩としての位置を占めている。

【文献】

(日文)

關尾史郎

- 2001 「長沙呉簡所見「丘」をめぐる諸問題」長沙呉簡研究会(編)『嘉禾吏民田家荊研究—長沙呉簡研究報告・第1集—』新潟 長沙呉簡研究会、42-54。

(中文・画数順)

走馬楼簡牘整理組(編)

- 1999 『長沙走馬楼三国呉簡 嘉禾吏民田家荊』(全2冊)北京 文物出版社。

胡平生

- 2001 「嘉禾四年吏民田家荊研究」『中国出土資料研究』第5号、4-21。

高敏

- 2000 「論《吏民田家荊》的契約与憑証二重性及其意義—說長沙走馬楼簡牘札記之二—」『鄭州大學學報』第33卷第4期、67-70。

(以上)